平成２１年（フ）第２５９３号
福岡県宗像市自由ヶ丘８丁目８番地９
債務者　元兼由里子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５９４号
福岡県宗像市自由ヶ丘８丁目８番地９
債務者　元兼　増夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０９号
福岡市博多区博多駅前４丁目37番52―401号
債務者　末松　　積
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６１６号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目７番16―401号
債務者　奥田　隆政
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６２３号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央２丁目６番１号　コスモスハイツひかる105号
債務者　青木加津子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３０号
福岡市東区若宮２丁目30番24号
債務者　守高　裕司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３１号
福岡県前原市板持１丁目１番15―103号
債務者　守高　昭美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３２号
福岡市中央区福浜１丁目１番10―1303号
債務者　石和　　修
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３３号
福岡県大野城市瓦田１丁目11番16号　シルフィーコート白木原103号
債務者　横山　和則
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３７号
福岡市早良区原団地53番205号
債務者　結城　律子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５７号
福岡市早良区内野３丁目12番５―102号
債務者　中川　由江
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６５８号
福岡市中央区舞鶴２丁目８番29号
債務者　今福由美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６６１号
福岡市東区和白東２丁目13番28―203号
債務者　高本　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９４号
福岡市南区長丘１丁目19番22号
債務者　松本　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０３号
福岡市東区奈多１丁目２番７―707号
債務者　梅木　好美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９４号
福岡県柳川市三橋町中山792番地１
債務者　中村　博文
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
長崎県長崎市上小島１丁目８番２号　グリーンハイツ小島102号、旧住所長崎県長崎市出雲１丁目５番11号　セラリア102号
債務者　岳野　敏明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係